

日本核燃料開発株式会社ホットラボ施設
核燃料物質使用施設保安規定の変更の認可について

I. 審査の結果

日本核燃料開発株式会社における核燃料物質使用施設の保安規定の変更に関し、同社代表取締役社長 濱田 昌彦（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請のあった「保安規定の変更認可申請について」（令和元年 9 月 13 日付け NFD 発第 3168 号をもって申請、令和元年 12 月 20 日付け NFD 発第 3176 号及び令和 2 年 2 月 10 日付け NFD 発第 3180 号をもって一部補正。以下「本申請」という。）について審査した結果、本申請に係る変更内容は、同条第 2 項に定める「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でない」と認めるときには該当しないものと認められる。

II. 申請の内容

本申請は、除染室への試料用保管庫の新設等に係る核燃料物質の使用変更許可（令和元年 6 月 4 日付け原規規発第 1906045 号）を受け、以下の内容を保安規定に反映するものである。

- (1) ホットラボ施設の除染室へ新設された試料用保管庫の性能維持に係る検査を、施設の定期的な自主検査の項目へ追加
- (2) 新設された低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）を、固体廃棄物の廃棄の方法のうち固体廃棄物の保管場所に追加

その他、緊急作業要員として新規に指定する場合又は緊急作業要員が所属する班を異動する場合に実施する指定教育項目の明確化等も行い、保安規定に反映する。

III. 審査の方針

審査においては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定。以下「審査基準」という。）に示された要件を満たしているかについて確認し、本申請内容が法第 5 7 条第 2 項に定める「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でない」と認めるときには該当しないことを確認する。

IV. 審査の内容

審査の結果、以下のことから、本申請に係る変更は、法第 5 7 条第 2 項に定める「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でない」と認めるときには該当しないものであり、認可して差し支えないものと判断する。

1. 使用変更許可申請の内容に係る変更について

申請者は、令和元年6月4日付け原規規発第1906045号をもって使用変更許可を受けた除染室への試料用保管庫の新設等について、以下の内容を保安規定に反映するとしている。

- 除染室への試料用保管庫の新設に伴い、施設の定期的な自主検査のうち、研究部長の所掌する貯蔵施設の検査項目に、試料用保管庫の外観・施錠機能・負圧管理が行われていることを確認する検査を追加。
- 低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）の新設に伴い、同保管庫を固体廃棄物の廃棄の方法のうち、固体廃棄物の保管場所に追加。

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、除染室への試料用保管庫の新設等に係る変更が、使用変更許可申請書と整合していることを確認した。

また、審査基準への適合性について、以下のことから、審査基準の「使用施設等の巡視及び点検」、「使用施設等の定期的な自主検査」及び「放射性廃棄物の廃棄」に係る要求事項を満たしていることを確認した。

- 除染室に新設される試料用保管庫の外観及び負圧が維持されていることを確認するための巡視・点検項目が規定されていること、外観・施錠機能・負圧が維持されていることを確認するための定期的な自主検査が規定されていること
- 低レベル廃棄物保管庫（Ⅲ）において廃棄する固体廃棄物の種類を明確に規定していること

なお、除染室へ新設された試料用保管庫等に係る管理を行う者の職務は、保安規定第6条(6)「工務GLは、設備・機器の運転・保守（ただし、ホットラボGLの所管に属するものは除く。）及び液体状の放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）・固体状の放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）の処理に係る業務を行う。」と規定されていることから、審査基準の「使用施設等の管理を行う者の職務及び組織」への適合性に影響を与える変更ではないことを確認した。

2. その他

申請者は、緊急作業時の放射線防護措置等に係る教育及び訓練を実施すべき場合を見直し、緊急作業で使用する施設及び設備の構造並びに取扱いに関して、従業員を緊急作業要員に指定しようとするときだけでなく、緊急作業要員の所属する班が施設管理班、防護班、消防班に変更となったときにも実施するとしている。また、災害の防止上特に管理を必要とする設備・機器以外の設備・機器を操作する場合、各設備・機器の安全作業基準に準じて操作するとしている。

規制委員会は、これらの変更について、施設管理班、防護班、消防班に所属する緊急作業要員が非常時における施設の状態の把握、放射線防護措置、消火活動等を適切に実行できるよう教育及び訓練を実施し、非常時の体制の整備を図るものであ

ること、災害の防止上特に管理を必要とする設備・機器以外の設備・機器の操作に関する保安上の措置を明確化するために規定するものであることから、審査基準への適合性に影響を与える変更でないことを確認した。また、記載の適正化に伴う修正についても、審査基準への適合性に影響を与える変更でないことを確認した。